

確 認 書

8 - 6

平成8年7月3日

大 蔵 省 理財局総務課たばこ塩事業室長

井 置 一



農林水産省 食品流通局食品油脂課長

神 村 義 則



塩事業法施行令（以下「令」という。）の閣議決定に際し、農林水産省及び大蔵省は
下記の事項を確認する。

記

「塩事業法に関する覚書」（8食流第632号・蔵理第804号、平成8年3月7日
付け）において両省が了解した内容は、令の閣議決定後においても変更されるものでは
なく、令第2条各号に掲げる場合以外の場合においても、同覚書において協議すること
とされている事項については、大蔵省は農林水産省と協議すること。